

令和3年7月16日

組合員各位

愛知県料理生活衛生同業組合  
理事長 柴山利彌

平素は組合の運営につきましてご支援、ご協力を賜り誠に有難うございます。  
愛知県生活衛生部より下記のようにふぐ処理師試験の案内が参りましたのでお知らせいたします。  
なお、今年の試験から受験資格が廃止され、どなたでも受験が可能となりました。  
それに伴い、受験者のふぐ処理業務従事証明書の作成については、不要になりましたのでご承知おきください。

### 記

愛知県ふぐ取り扱い規制条例（昭和51年愛知県条例第1号）第7条第1項の規定により、令和3年ふぐ処理師試験が次のように行われます。

#### 1. 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学 科 試 験 (種類鑑別試験を含む)	令和3年10月13日(水) 午後1時30分から	名古屋調理師専門学校 名古屋市瑞穂区新開町5-3
実 技 試 験	令和3年10月14日(木) 令和3年10月15日(金) (各受験者の集合日時は後日指定)	

#### 2. 受験願書の受付期間

令和3年8月23日(月)～27日(金)までの午前9時から午後5時まで。

※郵送による申請は受け付けません。

#### 3. その他試験に関する事項

試験の詳細は、愛知県のウェブページ (<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/>)

をご覧ください。

#### 4. 問い合わせ先

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 TEL052-954-6296